

蕨市地域生活支援拠点等事業ガイドライン

令和7年2月版

蕨市健康福祉部福祉総務課

目 次

- 1 地域生活支援拠点等事業について……………p.1
- 2 蕨市における地域生活支援拠点等事業の各機能について……p.3
- 3 地域生活支援拠点等事業への利用登録について……………p.6
- 4 拠点ネットワーク会議の運用について……………p.8
- 5 事業所登録の手続きと運営規程の記載例について……p.10
- 6 地域生活支援拠点等事業に関連する加算について……p.12
- 7 関係様式……………p.25

1 地域生活支援拠点等事業について

(1) 地域生活支援拠点等事業とは

地域生活支援拠点等事業とは障害者の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、障害者が地域で安心して暮らし続けるために、障害者の生活を地域全体で支える体制作りをいいます。

今までにない新しい事業を行うものではなく、私たちがこれまで取り組んできたことをより発展させ、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう地域の関係機関が協力し合い連携する仕組みです。

(2) 対象者

障害の種別を問わず、障害のあるすべての方が対象ですが、主に介護者の入院等により介護者が不在になった時に、本人の力だけでは生活を維持できない方、地域で受け皿が見つかりにくい強度行動障害や医療的ケアのある方を対象としています。

(3) 機能

地域生活支援拠点等事業には、5つの機能が想定されており、その具体的な内容は以下の通りです

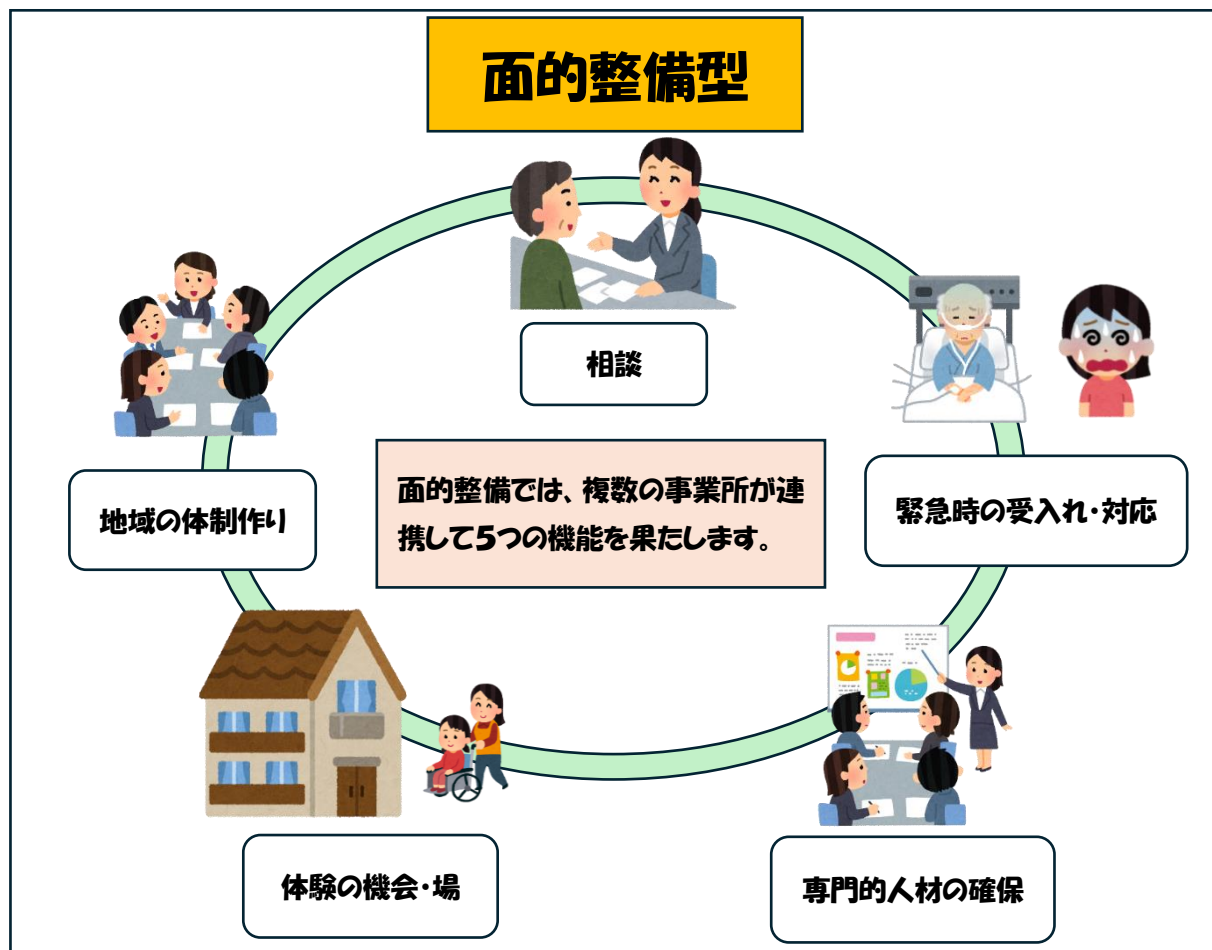
機能	概要
1.相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録するなどした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。
2.緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
3.体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。
4.専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能。
5.地域の体制作り	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(4) 整備方法

地域生活支援拠点等事業の整備方法には、5つの機能を集約しグループホームや障害者支援施設等に付加した①多機能拠点型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う②面的整備型があります。蕨市では、地域における複数の機関がそれぞれの機能を担う②面的整備型で整備を行います。

整備の方法	
①多機能拠点整備型	5つの機能を1つに集約し、地域の障害者を支援するもの
②面的整備型	地域において複数の事業所が連携して障害者を支援するもの

【蕨市での地域生活支援拠点等事業のイメージ図】



2 蕨市における地域生活支援拠点等事業の各機能について

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能。

必要な機能(小分類)	蕨市での取り組み
緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握・登録	本人やその家族の申請に基づき、該当世帯を事前に把握し登録を行う。利用者の情報をあんしんシートに記載し、情報の整理を行うことで、事前に情報を把握する。 【緊急時の支援が見込めない世帯】の判断基準 〈本人の状況〉 ・主たる介護者(家族)による支援がないと生活に著しい支障が生じる等のことが見込まれる場合 ・介護者(家族)がいても、環境の変化等により、本人の在宅での生活維持が、一時的にでも困難と見込まれる場合 〈主たる介護者(家族)の状況〉 ・急病、死亡、その他やむを得ない事情により本人を支援できない状態となり、かつ、他の支援者の確保ができない、または見込めない場合 ※上記の判断基準は、本人及び主たる介護者(家族)の状況に応じて柔軟に対応するものとする。
あんしんシートの作成	特定相談支援事業所等があんしんシートを作成することで、情報共有をスムーズに行えるようにする。また、年に1回、もしくは状況が大きく変わった際は作成担当者があんしんシートの更新を行う。
情報の共有、検討	拠点コーディネーターを中心として拠点ネットワーク会議を行い、関係者と情報共有や、常時の支援体制、緊急対応について検討することで、緊急にならない支援体制を構築する。あんしんシート等の情報は常時共有できる仕組みを構築する。本人や家族、関係機関との24時間の連絡体制の確保を目指す。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

必要な機能(小分類)	蕨市での取り組み
短期入所を活用した緊急受け入れ体制の確保	市内外の短期入所、グループホーム、入所施設等の空き状況を随時に把握する。
介護者の急病や障害者の状態変化等の対応	平常時より、利用できる短期入所等のマッチング(情報や対応方法の共有)、緊急時のフローチャートの作成、共有を行う。
医療機関へ連絡等の必要な対応を行う機能	平常時より、緊急対応となった場合の医療機関との連携体制の確保を行う。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

必要な機能(小分類)	蕨市での取り組み
共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会、場の提供	施設等からの地域移行や親元からの自立のニーズを把握する。把握したニーズに対応する為の体験利用の機会・場を確保する。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者児に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

必要な機能(小分類)	蕨市での取り組み
医療的ケアが必要な人、強度行動障害の人、引きこもりの人など支援が困難な人に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材育成を行う機能	専門的な人材の確保・養成に向けて、外部研修の情報収集や関係機関等への情報提供と受講の勧奨を行う。各専門部会にて研修を行う。

(5) 地域の体制作り

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

必要な機能(小分類)	蕨市での取り組み
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保	拠点ネットワーク会議を実施し、登録者の事例の共有を行う中で社会資源の活用等について検討を行う。
地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能	拠点ネットワーク会議において、登録者の支援方法の検討の過程で見えた地域課題の共有とその解決に取り組む。また、サービス提供体制の整備を行う。

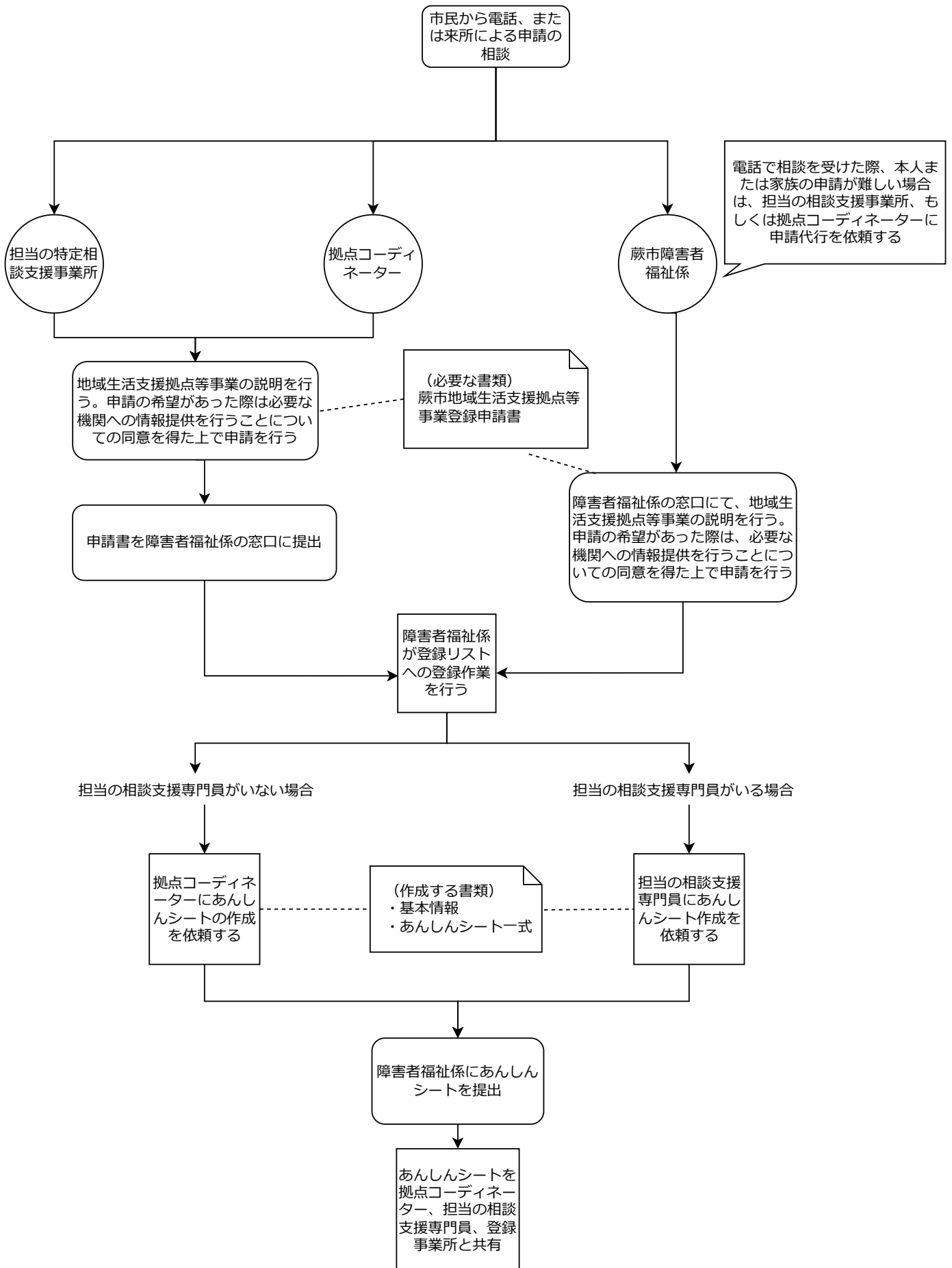
3 地域生活支援拠点等事業への利用登録について

(1) 利用登録の流れ

- ① 障害者福祉係に利用登録の申請をする。
- ② 障害者福祉係が利用登録作業をする(登録者リストは障害者福祉係が管理する)。
- ③ 担当の特定相談支援事業所または基幹相談支援センターがあんしんシートを作成する。
- ④ 作成したあんしんシートを拠点ネットワーク会議等で共有する。

※詳細は次ページのフローチャート参照

地域生活支援拠点等事業の手続きの流れ



4 拠点ネットワーク会議の運用について

(1) 拠点ネットワーク会議の流れ

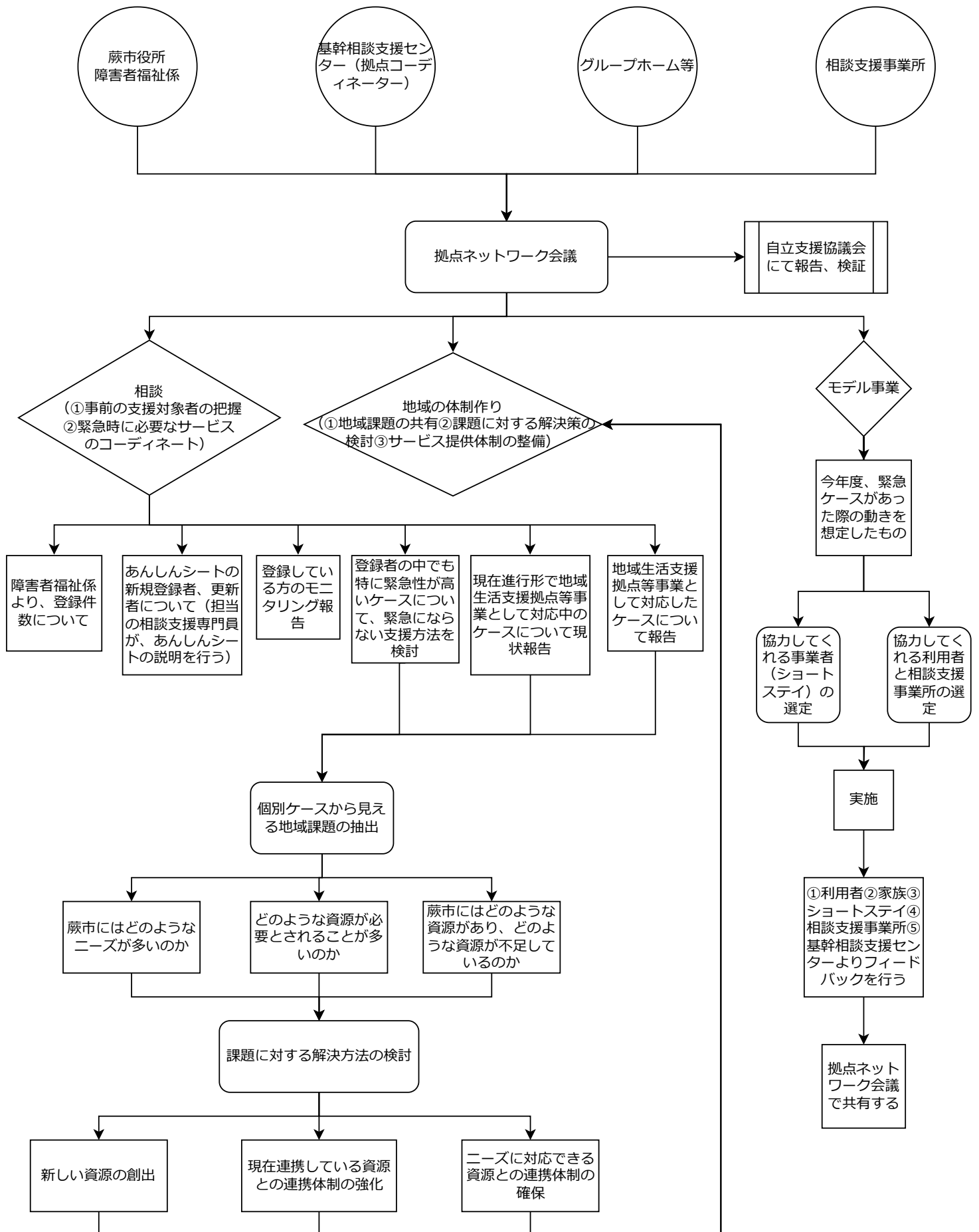
① 市、基幹相談支援センター、事業所登録したグループホーム等や相談支援事業所で定期的に拠点ネットワーク会議を行う。

② 拠点ネットワーク会議にて、あんしんシートを用いて(1)あんしんシートの情報共有を行う。(2)必要に応じて、緊急にならないための支援方法を検討する。(3)登録されている方のモニタリング報告を行う。(4)地域における課題の共有と、課題に対する解決方法を検討する。※令和 7 年度はモデル事業を行う予定。

③ 年に 2 回行う地域自立支援会議にて地域生活支援拠点等事業の報告、検証を行う。

※詳細は次ページのフローチャート参照

令和7年度
拠点ネットワーク会議の流れについて



5 事業所登録の手続きと運営規程の記載例について

蕨市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所については、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに蕨市に申請をお願いします。なお、申請は事業所単位で行ってください。

(1) 必要書類

- ①蕨市地域生活支援拠点等事業所登録申請書
- ②担う機能を規定した運営規程案

※既に届け出た内容に変更がある場合は「蕨市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書」を、既に届け出た事業所が地域生活支援拠点等の機能の廃止、休止又は再開する場合は「蕨市地域生活支援拠点当事業所廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

(2) 申請先

蕨市健康福祉部福祉総務課障害者福祉係

(3) 申請後

市は申請を受けたら、その内容を審査し、適当と認めた事業所について地域生活支援拠点等事業所として登録を行い、「蕨市地域生活支援拠点等事業所登録通知書」により、その旨を通知します。あわせて、当該事業所の情報について市HP等において公表します。

事業所は、運営規程を変更し、埼玉県へ変更の届出を行ってください。

(4) 運営規程の記載例

次ページをご参照ください。

運営規程の記載例	作成に係る留意事項等
(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所) 第〇〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。 (1)相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。 (2)緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態の変化等が発生した際の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能 (3)体験の機会・場の提供 地域移行支援及び親元からの自立等に当たり、共同生活援助等障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能 (4)専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能 (5)地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	(1)から(5)までの機能のうち、地域生活支援拠点等として実際に担う機能を運営規程に記載してください。 (1)について 相談支援事業所単独での対応が困難であっても、基幹相談支援センターや他相談支援事業所との連携、役割分担により常時の連絡体制の確保に努めている場合、機能を担っていると認める。 (2)について 相談支援事業所の場合、基幹相談支援センターや短期入所事業所、医療機関等との連携により緊急支援体制の確保に努めている場合、機能を担っていると認める。 (5)について 蕨市地域自立支援協議会の専門部会等に適宜参加することにより、機能を担っていると認める。

6 地域生活支援拠点等事業に関連する加算について

地域生活支援拠点等に係る各種報酬単価(令和 6 年 3 月 15 日付 子ども家庭庁 厚生労働省告示第三号及び平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和 6 年 3 月 29 日最終改正)」より抜粋)

(1)相談

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 対象サービス:計画相談支援、障害児相談支援

① 加算内容:

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合(短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月 4 回を限度)。後日市へ「地域生活支援拠点等相談強化報告書」を提出し、提出した月に加算を請求することができる。

② 単位数:700 単位/回

(2)緊急時の受入れ・対応

《緊急時対応加算》 対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

① 加算内容:

利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として加算する。

② 単位数:100 単位/回 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

《緊急時受入加算》対象サービス:生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

① 加算内容:

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

② 単位数:100 単位/日

《緊急時短期入所受入加算》 対象サービス:短期入所

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容:

居宅においてその介護を行うものの急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行

った場合に、緊急に行った日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日)を限度として、1 日につき、所定単位数を加算する。

② 単位数:福祉型・共生型短期入所サービス費 270 単位/日

医療型・医療型特定短期入所サービス費 500 単位/日

《地域生活支援拠点等の場合》

① 加算内容:

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に 100 単位を加算する。

加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に 200 単位を加算する。

② 単位数:100 単位/日 特定の条件においてさらに 200 単位

《緊急時支援加算(Ⅰ)》 対象サービス:自立生活援助

① 加算内容:

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

② 単位数:711 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

《緊急時支援費(Ⅰ)》 対象サービス:地域定着支援

① 加算内容:

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する

② 単位数:基本 734 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

(3)体験の機会・場

《障害福祉サービスの体験利用支援加算》 対象サービス:生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

① 加算内容:

指定障害者支援施設等を利用する者が、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サ-

ビスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(ア) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(イ) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

② 単位数:

初日から 5 日目まで 500 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 + 50 単位

6 日目から 15 日目まで 250 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 + 50 単位

《障害福祉サービスの体験利用加算》 対象サービス:地域移行支援

① 加算内容:

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15 日以内に限り算定

② 単位数:

初日から 5 日目まで 500 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 + 50 単位

6 日目から 15 日目まで 250 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 + 50 単位

《地域移行促進加算》 対象サービス:施設入所支援

① 加算内容:

施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。

・体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整

・体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等

・利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助

② 単位数:120 単位/日

《体験宿泊加算(Ⅰ)》 対象サービス:地域移行支援

① 加算内容:

指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合《体験宿泊加算(Ⅰ)(Ⅱ)》を合計して 15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。

② 単位数:300 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 + 50 単位

《体験宿泊加算(Ⅱ)》 対象サービス:地域移行支援

① 加算内容:

指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合「体験宿泊加算(Ⅰ)(Ⅱ)」を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

② 単位数:700 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

参考追記

「共同生活援助サービス費(Ⅱ)」 体験利用の場合 対象サービス:共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① サービス費内容:

一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、1回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。

② 単位数:

障害支援区分6:717 単位/日 障害支援区分5:569 単位/日

障害支援区分4:481 単位/日 障害支援区分3:410 単位/日

障害支援区分2:290 単位/日 障害支援区分1以下:273 単位/日

「日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)」 体験利用の場合 対象サービス:共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① サービス費内容:

一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、1回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。

② 単位数:

障害支援区分6:1,168 単位 障害支援区分5:1,028 単位

障害支援区分4:938 単位 障害支援区分3:672 単位

(4)専門的人材の確保・養成

参考追記

「重度障害者支援加算(Ⅰ)」 対象サービス:共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容及び単位数:

(ア)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合360 単位/日

※個別支援を開始した日から180日以内は+500 単位/日

(イ)(ア)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(ア)に加え 150 単位/日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は(ア)に加え+200 単位/日

《重度障害者支援加算(Ⅰ)》 対象サービス:共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容及び単位数:

(ア)生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は+400 単位/日

(イ)(ア)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(ア)に加え+150 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は(ア)に加え+200 単位/日

《重度障害者支援加算(Ⅱ)》 対象サービス:生活介護

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容:

(ア)生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360 単位/月

※個別支援を開始した日から 180 日以内は+500 単位/日

(イ)(ア)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(ア)に加え 150 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は(ア)※に加え+200 単位/日

《重度障害者支援加算(Ⅲ)》 対象サービス:生活介護

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容及び単位数:

(ア)生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は 400 単位/日

(イ)(ア)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(ア)に加え 150 単位/日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は(ア)※に加え 200 単位/日

《重度障害者支援加算(Ⅰ)》 対象サービス:短期入所

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容及び単位数:

(ア)区分6かつ行動関連項目 10 点以上の者等を受け入れた場合 50 単位/日

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合 100 単位/日

(イ)(ア)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合(ア)に加え+50 単位/日

《重度障害者支援加算(Ⅱ)》 対象サービス:短期入所

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容及び単位数:

(ア)区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者等を受け入れた場合 30 単位/日

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合 70 単位/日

(イ)(ア)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合(ア)に加え+50 単位/日

《喀痰吸引等実施加算》

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容:

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得 するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

② 単位数:30 単位/日

《医療的ケア対応支援加算》

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容:

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

② 単位数:120 単位/日

《福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)(障害者向け)》

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

① 加算内容:

医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所

において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

② 単位数:福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)(障害者向け)

障害支援区分6:1,107 単位/日 障害支援区分5:977 単位/日

障害支援区分4:846 単位/日 障害支援区分3:784 単位/日

障害支援区分1及び区分2:715 単位/日

福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け)

区分3:977 単位/日 区分2:816 単位/日 区分1:714 単位/日

(5)地域の体制づくり

《地域体制強化共同支援加算》 対象サービス:計画相談支援、障害児相談支援

① 加算内容:

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合。

② 単位数:2,000 単位/回(月 1 回を限度)

③ 加算請求にあたり

・指定相談支援事業所が保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について支援調整会議を開催していること。

・支援調整会議を踏まえ、支援対象者に対し、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明および指導等の必要な支援を実施していること。

・指定相談支援事業所は、拠点ネットワーク会議の内容等について、「地域体制強化共同支援加算記録書」により、蕨市相談支援部会をとおり、蕨市地域自立支援協議会へ報告すること。なお、報告する際は個人が特定されないよう留意すること。

・蕨市地域自立支援協議会へ報告した後、「地域体制強化共同支援報告書」を市へ提出すること。

《地域生活支援拠点等機能強化加算》 対象サービス:自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

① 加算内容:

障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等(法第 77 条第3項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。)の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価する。

② 算定基準:

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

・計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサー

ビスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合

・計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域 定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計 100 回までとする。

③ 単位数:500 単位/月

(6)地域生活支援拠点に係る Q&A

問(地域生活支援拠点等・加算の対象者)

短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、A市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所を、B市町村に居住する者が利用する場合についても算定は可能か。

(答)

算定することが可能である。

(出典:令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問3)

問(地域生活支援拠点等) 短期入所

地域生活支援拠点等である場合に算定可能な利用開始日の加算について、この「利用開始日」とは、当該事業所を初めて利用する日のことを指すのか。または、当該事業所の各利用期間における利用開始日(初日)を指すのか。

(答)

当該事業所の各利用期間における利用開始日(初日)を指す。

例えば、2泊3日の利用を3回行った利用者の場合、各利用期間における利用開始日(初日)に算定可能であることから、3回算定可能である。

(出典:令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.4 問4)

問(緊急時受入・対応機能(緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算))

「介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由」について、具体的な事例はどのようなものか。

(答)

例えば、

- ・ 介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合
- ・ 介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合
- ・ 虐待の恐れがあり帰宅に時間を要する場合
- ・ 大規模災害により避難し帰宅に時間を要する場合

等が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(出典:平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問17)

問(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)①)

「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象に

はならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した

等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(出典:平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 14)

問(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)②)

拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算)の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(出典:平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 15)

問(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算③)、地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算)①)

市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

(出典:平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 16)

問(地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算))

「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者(ボランティア、自治会等)を含む。

(出典:平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 20)

問(地域体制強化共同支援加算の算定方法)

地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考

えにより選定すべきか。また、同一の世帯に複数の利用者がいる場合、加算の算定回数についてはどのようなになるか。

(答)

当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がいる場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を 1 回のみ算定するものとする

(出典:令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 75)

問(地域生活支援拠点等機能強化加算①)

地域生活支援拠点等機能強化加算が新設され、当該加算において「地域生活支援拠点等として位置付けられていること」が要件とされるが、地域生活支援拠点の位置付けは、各市町村において定めることでよいのか。

(答)

地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月 29 日障障発 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められない。

(出典:令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 4)

問(地域生活支援拠点等機能強化加算③)

拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合、拠点コーディネーターを配置していない事業所、拠点コーディネーターを派遣していない事業所も加算の対象となるのか。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあつては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月 29 日障障発 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とする。

(出典:令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問 5)

問(地域生活支援拠点等機能強化加算④)

地域生活支援拠点等機能強化加算について、拠点コーディネーターを 0.5 人×2の常勤換算方法で1名で配置している場合は算定可能か。

(答)

拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置することを要件としていることから、御指摘の場合には算定できない。

(出典:令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問6)

問(地域生活支援拠点等機能強化加算⑤)

複数の自治体が共同で地域生活支援拠点等を整備している場合でも算定可能か。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあつては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とする。

(出典:令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問7)

問(地域生活支援拠点等相談強化加算の算定方法)

地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、算定回数の考え方はどのようなものか。

(答)

当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回のみ算定するものである。

(出典:令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問74)

問

拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。

このため、相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象とならない。

(出典:令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3 問1)

問

拠点コーディネーターが、人員基準上において、拠点機能強化事業所等で兼務できる職

務はあるか。

(答)

拠点コーディネーターの業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可能である。

(出典:令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3 問 2)

問

当該加算の算定について、例えば A 市から地域生活支援拠点等と位置づけられた相談支援事業所が算定する場合、算定対象となるのは、重度の障害者や A 市の住民に限定される等の要件はあるか。

(答)

対象者の要件はない。

(出典:令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3 問 3)

問

計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で2回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に2回算定することは可能か。

(答)

貴見のとおり。

(出典:令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3 問 4)

7 関係様式

(1)地域生活支援拠点等事業に関する書類等について

- ①蕨市地域生活支援拠点等利用登録申請書
- ②チラシ
- ③あんしんシート
- ④蕨市地域生活支援拠点等事業所登録申請書
- ⑤蕨市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書
- ⑥蕨市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書
- ⑦蕨市地域生活支援拠点等事業所登録通知書
- ⑧地域生活支援拠点等相談強化報告書
- ⑨地域体制強化共同支援加算記録書
- ⑩地域体制強化共同支援報告書

※詳細は次ページ以降を参照

蕨市地域生活支援拠点等利用登録申請書

令和 年 月 日

蕨市長 様

蕨市地域生活支援拠点等事業について、次のとおり利用登録申請します。

また、利用に当たり必要な情報を関係する地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等と共有することに同意します。

申請者(対象者)	(ふりがな) 氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	性別	男 ・ 女
	住所	(〒 -) 電話番号 — —		
申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下欄に記入)			
	(ふりがな) 氏名		申請者との関係	
	住所	(〒 -) 電話番号 — —		

安心して生活ができるように 備えませんか？

～蕨市地域生活支援拠点等事業が始まります～

蕨市では、障害児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある方やそのご家族が安心して暮らすために、地域で支える体制を整備していきます。

こんな不安はありませんか？

親が入院！？
一人で生活
できないよ…



もし自分に
何かあったら、
この子はどうすれば…



緊急事態…

将来への不安…

市役所、基幹相談支援センター、相談支援事業所

障害福祉サービス事業所

病院

地域のネットワークで支えます！

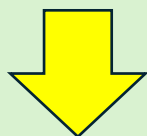
これからの生活を考えるお手伝いをいたします。
(手続き方法、問合せ先は裏面へ)

地域生活支援拠点等事業に利用登録することで、安心して生活できるような支援に繋がります。

緊急になる前の支援

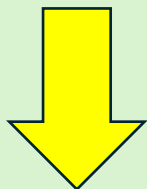
①利用登録
障害者福祉係に申請書を
提出します。

必要に応じて相談
支援専門員から利
用のお勧めをしま
す。



②あんしんシート作成
担当の相談支援専門員または基
幹相談支援センターに作成を
依頼します

本人の服薬状況
や障害特性等を
まとめた情報シ
ートです。緊急時
の支援体制や連
絡先を整理しま
す。



拠点ネット
ワーク会議

③障害福祉サービス利用
親亡き後や緊急時に備え、
グループホームや短期入所の
利用等を行います。

支援者に事前に本
人のことを分かっ
てもらうと、緊急
時の受け入れ対応
がスムーズになり
ます。また本人が
支援者からの支援
になれる等のメリ
ットがあります。

緊急時の支援

【相談】
拠点コーディネーターと相
談支援専門員が連携し、受
け入れ先やヘルパー等の調
整をします。

【見守りや受け入れ】
体験等で利用したことが
ある短期入所事業所等が
見守り・受け入れを検討
します。

※事業所の状況等により要望に
添えない場合があります。

緊急事態が起きて
から「どうしよう…」
とならないように
日頃から備えてお
くことが大切です。



利用するには登録が必要です。申請の際は担当の相談支援専門員にご相談ください。不明点については、障害者福祉係にご相談ください。

蕨市福祉総務課 障害者福祉係：048-433-7754



あんしんシート

記入日： 令和 年 月 日 記入者： 【所属】 【氏名】

フリガナ		男	生年		(記入時)	区分	短期入所決定	介護保険	サービス利用
氏名			月日	年 月 日	歳	無	無	無	無

住所	蔵市	収入	☐ 障害年金 ☐ 就労収入 ☐ 生活保護 ☐ その他 ()
----	----	----	---

連絡先	フリガナ	続柄	電話番号 / () 携帯番号 / ()
	氏名		

障害種別	身体療育精神	級	主たる障害名・傷病名等	保険	☐ 生活保護 ☐ 国保 ☐ 社保 (本人)
------	--------	---	-------------	----	--

緊急時の移動方法	☐ 自力移動 ☐ タクシー ☐ 介護タクシー ☐ 生活サポート ☐ ヘルパー等福祉サービス ☐ その他 ()
----------	--

心身の状況	身長	c m		体重	k g		特記事項		
	麻痺等	上肢	有 ☐ 右 ☐ 左	拘縮	有 ☐ 右 ☐ 左				
		下肢	有 ☐ 右 ☐ 左	拘縮	有 ☐ 右 ☐ 左				
	視覚障害	無	眼鏡	無	程度	生活に支障はない		視野障がい	無
	聴覚障害	無	補聴器	無	程度	会話に支障なし			
	言語障害	無	失語症	なし	構音障がい	なし			
	意思疎通方法	☐ 会話 ☐ 頷き ☐ ジェスチャー ☐ 表情 ☐ 筆談 ☐ 他							
	理解力	☐ 理解可 ☐ 簡単なことなら可 ☐ 理解不可 ☐ 他							

健康管理 (令和 年 月 日 時点)	アレルギー	☐ 無 ☐ 有 ☐ 食物 () ☐ 他 ()	
	感染症	☐ 無 ☐ 有 内容：	
	医療ケア	栄養管理	☐ 無 ☐ 有 ☐ 経管 ☐ 胃ろう等 ☐ 他 ()
		呼吸管理	☐ 無 ☐ 有 ☐ 酸素 ☐ 吸引 ☐ 気管切開 ☐ 他 ()
		排泄管理	☐ 無 ☐ 有 ☐ バルン ☐ ストーマ ☐ 導尿 ☐ 他 ()
		その他	
てんかん	☐ 無 ☐ 有 頻度： ☐ 1日1回以上 ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 1年以上なし		
服薬	☐ 無 ☐ 有 内容：		

日常生活	移乗・移動等	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助	☐ 車椅子 (電動) ☐ 杖 ☐ 介助歩行 ☐ 見守り 移乗： ☐ 支え ☐ 見守り ☐ 二人介助 ☐ 他
	食事	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助	主食： ☐ 常食 ☐ 粥 ☐ 他 () ☐ キザミ ☐ 一口大 ☐ パースト ☐ 軟菜 ☐ トロミ
	排泄	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助	☐ オムツ (常時) ☐ リハパン ☐ ポータブル ☐ 定時誘導 尿意 ☐ 有 ☐ 無 便意 ☐ 有 ☐ 無
	入浴	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助	☐ 機械浴 ☐ シャワー浴 ☐ 一般浴 ☐ 清拭 ☐ 他 ()
	更衣・整容	更衣： ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助	
		歯磨き： ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助	
洗面： ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助			

障害特性	支援拒否	☐ 無 ☐ 有 内容：
	自傷・他がい	☐ 無 ☐ 有 内容：
	突発的・不安定	☐ 無 ☐ 有 内容：
	強いこだわり	☐ 無 ☐ 有 内容：
	社会的逸脱行為	☐ 無 ☐ 有 内容：

あんしんシート（緊急連絡先・関係機関リスト）

種類	機関名	担当者	連絡先	緊急対応	備考

緊急対応方法について（緊急時の連絡先、対応方法、移送手段 等）

あんしんシート（別紙）

本人の障害特性や対応方法について（自由記述）

※ 記述する内容の例
行動障害の詳細
クールダウン方法
好きなもの
嫌いなもの
コミュニケーション方法
こだわり
調子が悪いときのサイン

本人、家族等の意向

様式第1号(第3条関係)

蕨市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

蕨市長 あて

所在地
申請者 名 称
代 表 者

蕨市地域生活支援拠点等事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき、地域生活支援拠点事業を行う事業所を登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

登録を行おうとする事業所	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援 拠点等として 担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	開始予定日	年 月 日			

(備考) 関係書類として、「運営規程の変更届出書(受付印のあるもの)の写し」、「変更後の運営規程の写し」及び「蕨市地域生活支援拠点等事業実施要綱第3条第1項に該当する旨を証する書面(指定通知書等)の写し」を添付してください。

様式第6号(第7条関係)

蕨市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

蕨市長 あて

所在地
登録事業者 名称
代表者

地域生活支援拠点等事業を行う事業所の登録内容に変更が生じたため、蕨市地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

変更後の 内容	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援 拠点等として 担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
変更日	年 月 日				

(備考)変更部分分かる書類を添付してください。

様式第7号(第7条関係)

蕨市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

蕨市長 あて

所 在 地
登録事業者 名 称
代 表 者

次の事業所について地域生活支援拠点等事業を 廃止・休止したい 再開した ので、蕨市地域生活
支援拠点等事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

廃止 ・ 休止 ・ 再開の内容	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点等 として担う機能 (再開時のみ記入)	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	廃止・休止予定日 再開日	年 月 日			

様式第2号(第3条関係)

蕨市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

蕨第 号
年 月 日

様

蕨市長 印

年 月 日付けで申請のあった蕨市地域生活支援拠点等事業所登録については、次のとおり登録したので、蕨市地域生活支援拠点等事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき通知します。

(フリガナ) 名 称				
事業所(施設)の 所在地	(〒 -)			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			
地域生活支援拠点 等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
登録日	年 月 日			

年 月 日

事業所名 _____
 (相談支援専門員氏名 _____)

・基本情報

(フリガナ) 利用者氏名						
生年月日	年 月 日					
要請のあった日時	年 月 日 時 分					
要請内容						

・対応内容

日時	連絡・調整内容
月 日 時 分	

市 使用欄	
担当確認	請求確認

年 月 日

事業所名

(相談支援専門員氏名)

1 支援困難事例確認

該当する項目欄に✓印を付けてください。

・必須

	3事業所以上が共同して対応(相談支援事業所、基幹相談支援センター及び市担当課を除く。世帯内で介入する支援者を含む。)
--	--

・以下3つ以上該当

	家族等から支援拒否、過干渉がある。家族等の支援力が不足している。 又は、主たる介護者が不在である。
	経済的問題を抱えている。又は、金銭管理が困難である。
	虐待(身体的、性的、心理的、放棄・放置、経済的)がある。
	障害特性上の困難さがある。又は、自傷・他害がある。
	医療の問題(未受診・通院中断、怠業等)がある。

2 利用者情報・支援困難事例の概要

(フリガナ) 利用者氏名	
生年月日	年 月 日
障害名・病名	
受給者番号	
支援困難事例の概要及び課題	

☒相談支援事業所 → ☐基幹相談支援センター → ☐市

市 使用欄	
担当確認	請求確認

地域体制強化共同支援加算記録書

年 月 日

事業所名 _____

利用者名 _____ 相談支援専門員氏名 _____

開催年月日 _____ 年 月 日 開催時間 _____ ~ _____

開催場所 _____

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した 項目				
検討した 内容				
検討した 結果				
その他				